

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： 全世界アジア諸国のエネルギー安定供給に関する情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号： 20a00308

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書 (案)

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年8月5日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年8月5日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界アジア諸国のエネルギー安定供給に関する情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- |   |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月 ～ 2021年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
--

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第一課 川合奈美 [Kawai.Nami@jica.go.jp](mailto:Kawai.Nami@jica.go.jp)】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

### 5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年8月26日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年9月4日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年9月30日（水） 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。

詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

#### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月9日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

##### 1) 競争参加者の名称

##### 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

##### 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

#### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

##### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

➤ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

##### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

##### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求められる場合があります。

#### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

### 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【基礎情報・収集確認調査の項目例】

#### 1. 調査の背景・経緯

2015年のパリ協定締結以降、気候変動リスクが強く認識されるに従って、脱炭素化に向けた国際的な潮流が強まりつつある。既に民間投資については、化石燃料分野、とりわけ石炭利用を避ける流れが本格化しており、多くの金融機関が資源開発上流部門から下流の発電部門まで投資を控えつつある。開発途上国、特にアジア諸国では石炭火力を含む電源開発により今後増大するエネルギー需要に対応していく方針を取っており、脱炭素化に向けた潮流が自国のエネルギー安定供給（エネルギーセキュリティ）上の課題となる可能性がある。

一方、米国によるシェールガス・オイル増産により輸出国に転じたことを機会として、近年、原油や液化天然ガス（以下、「LNG」）については国際市場における供給過多による価格低下の傾向がみられる。特にLNGについては、米国に加えて中東、アフリカ等の国々でも輸出を開始しており、従来の長期相対契約に加えてスポット市場での取引が活性化するなど、石炭と比較した場合の温室効果ガス排出量が少ないことも相まって、輸入エネルギー源として注目を集めつつある。

また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーによる電力供給設備のコストが相当程度低下してきており、先進国のみならず開発途上国においても電力供給設備に占める割合の増加傾向がみられる。これら再生可能エネルギーは天候等により供給力が変動するため、安定的な電力供給を行うためには、必要な調整力の確保とともに適切な送電システムの運用が求められる。

上記のようなエネルギー供給面の構造的な変化に加えて、2020年3月以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動の抑制に伴う大幅なエネルギー需要の減退がみられることとなった。エネルギー需給両面の変化に伴い、今後、各国のエネルギー政策にも大きな変化が求められる。特にアジア諸国は工業化・経済成長に伴うエネルギー需要の著しい増加が予測されており、エネルギーベストミックスを如何に考えるか、とりわけエネルギーセキュリティを如何に確保するかといった観点が重要となってくる。

発注者はこれまでアジア諸国のエネルギー政策策定について、マスタープラン調査等を通して支援してきており、引き続き効果的な支援を行っていくためには、環境の変化を捉えた上でエネルギーセキュリティの概念、更にはエネルギーベストミックスの概念を改めて整理することが求められる。そのうえで、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する短期的な支援ニーズをすくい上げるとともに、これにより一層促進されるエネルギー需給構造の変化に起因する中長期的な支援ニーズについても確認する必要がある。

#### 2. 調査の目的と範囲

受注者は、「5. 報告書等」を念頭に、「3. 調査実施の留意事項」に配慮しつつ、「4. 調査の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たっては、発注者と協議しつつ、取り進めるものとする。

概念整理のための文献調査（4.（1）（2））は全世界を対象とし、机上調査による各国の課題分析（4.（3））はアジア地域から5～6ヶ国を選定する。更に、その中から3ヶ国程度を選定し、可能な限り現地調査を通じた具体的な課題確認と協力案件の提案を行う（4.（4）

（5））。なお、現時点では以下3.（2）①に示す観点から、ミャンマー、ベトナム、カンボジアを調査対象国と想定し、これを前提に旅費等の見積もりを計上すること。

#### 3. 調査実施の留意事項

#### (1) 国際枠組み・潮流

本調査において、エネルギー安定供給、ベストミックスのあるべき姿を検討し、中長期的な視点から各国の課題分析・支援ニーズ把握を行う際には、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定といった国際的な枠組みにも十分留意すること。具体的には、対象国の政策枠組みにおいて、エネルギーアクセスの向上やエネルギー利用の脱・低炭素化への取り組みを進めつつ、如何にエネルギー安定供給と両立していくかという視点が求められる。

#### (2) 案件形成方針

本調査を通じた案件形成については以下4.(5)に示す分野を候補として検討するが、上記(1)にも留意しつつ、一次エネルギーの安定供給・低炭素化に着目し、特に以下の点に留意すること。

- ① エネルギー需給構造の変化の中で天然ガス／LNG利用がエネルギー安定供給や低炭素化に資すると考えられる国においては、これら天然ガス／LNG利用の促進に力点を置くこととする。例えば、脱炭素化の流れの中での発電・運輸セクターにおける燃料転換に係る需要、生活水準の向上に伴う家庭向けの都市ガス供給需要、経済構造が高度化する中での産業用途の需要など、中長期的に生じる可能性がある新規需要に着目し、今後、導入を検討する各国政府の理解促進・制度構築やインフラ整備に係る支援ニーズの把握に努める。
- ② 産業用のエネルギー需要については、世界的なサプライチェーンの脱・低炭素化の潮流を受けて、対象国における生産プロセス（工業団地等）における省エネルギー促進や再生可能エネルギー導入の支援ニーズについても把握に努める。
- ③ 電力セクターについても案件形成の対象とするが、並行して各種調査・プロジェクトを実施中の国もあるため、現地調査対象国を選定する過程で、発注者より必要な情報を得て対象分野に重複が起らないよう留意すること。

#### (3) コロナ禍を踏まえた調査の進め方

現在、コロナ禍により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本調査においては、発注者による側面支援のもと、海外への業務渡航が可能となるまで国内でのインターネットの活用、現地とのオンライン面談等の遠隔作業、受注者が有する相手国政府関係者やローカル人材等とのネットワークの活用による情報収集を行うことを想定している。コンサルタントは、これら作業の具体的手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお必要に応じて、ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める。なお、安全対策措置が緩和されたのち、本調査期間中に、4.(4)に示す現地調査を実施する。

#### (4) コロナ禍の影響の考え方

本調査では、エネルギー・電力セクターにおけるコロナ禍による影響を勘案したうえで、短期・中長期の視点から課題を分析する。短期的な課題としては、需要の落ち込みによる公営事業体の収入減少、計画していた設備投資の繰り延べ、感染を予防しながらの設備運転管理などへの対応が想定される。中長期的には、エネルギーセキュリティ確保やエネルギーミックスの最適化の考え方の見直し、エネルギー需要の構造的変化への対応、設備投資抑制による将来の供給力低減などへの対応が想定される。これら課題については机上調査をもとに仮説を形成し、現地における情報収集や政府・事業関係者との意見交換を踏まえて検証すること。

#### (5) 映像資料・プレゼンテーション資料の作成

発注者は、電力・エネルギー関係の様々な分野で日本の支援方針や経験を映像資料として整理する取り組みを行っている。本調査の一環において、日本がオイル・ショック等を経て、実施してきたエネルギー／電力供給セキュリティ確保のための施策について取りまとめ、研修等での活用を念頭に置いた映像資料を作成する（30分程度、英語）。作成に当たっては、現地再委託もしくは国内再委託を可能とするが、作成中の他分野のコンテンツとの間で構成等の整合性を確保する必要があることから、発注者と十分に打ち合わせる。あわせて、当該テーマのもとでパワーポイントプレゼンテーション資料を作成し、機構内関係者向けの説明会を開催する。

#### (6) 意見交換・情報発信

本調査では、受注者の有する知見に加えて、我が国が有する専門的知見を適切に分析・提言に反映させることを目的として、有識者によるアドバイザリーグループを設置する。実質

的に有効な助言を得られることを前提に、開催形式については自由度を持たせる。想定される構成員及び方法をプロポーザルにて提案する。また、これら有識者に加えて、支援ニーズの把握や案件形成に際し、相手国政策担当者や必要に応じて世界銀行や国際金融公社（IFC）等のドナー機関との意見交換を行う。

#### 4. 調査の内容

- (1) エネルギーセキュリティの概念整理
  - ① エネルギーセキュリティの評価基準に係る国内外の文献調査  
想定される評価基準として、エネルギー自給率、エネルギー源多様性、輸入元の地政学的リスク、サプライチェーン（資源・資本・技術等）、調達条件、電力国際融通などが想定されるが、その他の評価基準についても情報収集を行う。
  - ② エネルギーセキュリティの評価基準整理  
先進国を含む地理的条件・経済状況（化石燃料賦存量や産業構造を含む）の異なる国々が採用するエネルギーセキュリティの概念について、共通点・差異を整理し類型化する。
  - ③ アジア各国のエネルギーセキュリティに対するリスク分析  
アジア各国の状況に応じた評価基準を明らかにし、これに基づく各国のエネルギーセキュリティのリスク分析を行う。
- (2) エネルギー／電源ベストミックスに係る各国政策の調査
  - ① エネルギー／電源ベストミックスの評価基準に係る国内外の文献調査  
日本政府がエネルギー基本計画で採用する「3E+S」と比較しつつ、その他の評価基準も含めて他国エネルギー政策に関する情報収集を行う。
  - ② エネルギー／電源ベストミックス評価基準の整理  
先進国を含む地理的条件・経済状況（化石燃料賦存量や産業構造を含む）の異なる国々が採用するエネルギー／電源ベストミックスの評価基準について、共通点・差異を整理し類型化する。発注者が過去に支援した電カマスタープラン調査についてもレビューし、電源ベストミックスに関する評価方法・基準を整理する。
  - ③ アジア各国のエネルギー／電源ベストミックスに係る政策目標のレビュー  
アジア各国の状況に応じた評価基準を明らかにし、これに基づく各国のエネルギーミックス政策目標をレビューする。
- (3) アジア各国のエネルギーセキュリティ確保のための課題分析
  - ① 課題分析対象国の選定  
上記（1）（2）の分析結果を踏まえ、5～6カ国を目途として詳細な机上調査の対象国を選定する。効率的な情報収集を行うため、現地再委託によるローカルコンサルタントの活用を認める。
  - ② 一次エネルギー安定供給に係る課題分析  
国内における机上調査を通し、一次エネルギーの安定供給を確保するためのアジア各国の課題について、以下を含む観点から分析する。なお、目下の状況に加えて、エネルギー需要想定のリビューを行ったうえで、将来見通しについても分析の対象とする。
    - ・ エネルギー自給率向上
    - ・ エネルギー源、化石燃料輸入元の多様化
    - ・ セクター別の低炭素化（産業、運輸、住宅など）
    - ・ 国内供給網の強化（原油、液化プロパンガス（以下、「LPG」）など）
    - ・ その他、備蓄拡充策や燃料調達条件等の観点からのリスク軽減また、新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす影響として以下が想定されるが、これらの影響も踏まえて課題を明らかにする。
    - ・ 資源価格低下・供給量減退の影響によるサプライチェーンへの影響
    - ・ 設備投資抑制による将来への影響
    - ・ 既存設備の運転管理（以下、「O&M」）への影響
  - ③ 電力供給に係る課題分析

国内における机上調査を通し、電力の安定供給を確保するためのアジア各国の課題について、以下を含む観点から分析する。なお、目下の状況に加えて、電力需要想定のリビューを行ったうえで、将来見通しについても分析の対象とする。

- ・ 電源多様化
- ・ 化石燃料輸入元の多様化
- ・ 変動性再エネ増加に伴う系統不安定化への対応
- ・ その他、電力国際融通等の観点からのリスク軽減

また、新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす影響として以下が想定されるが、これらの影響も踏まえつつ課題を明らかにする。

- ・ 供給電力量・収益低下による電力事業者バランスシートへの影響
- ・ 電力事業者の財務悪化に伴う設備投資計画の見直し等の影響
- ・ 既存設備の O&M への影響

(4) 各国政策担当者からの意見聴取（※調査時点で可能であれば現地調査を実施）

- ① 上記（1）～（3）の分析結果を踏まえ、発注者と協議の上、現地調査対象国（3ヶ国程度）を選定する。
- ② 調査対象国のエネルギー政策担当部局に対して上記（1）～（3）の分析結果を紹介し、各国のエネルギーミックス政策目標を聴取する。
- ③ 上記（3）において十分に情報が得られなかった場合は、この段階で補足的な情報収集を行い、対象国の課題を把握・分析する。
- ④ 短期的・中長期的な課題に分けて、支援ニーズを洗い出す。特に、従来の石炭・原油等の化石燃料から LNG、再エネ等への転換に係るニーズについて確認する。

(5) 調査対象国における具体的な協力案件の提案

- ① エネルギーセキュリティ確保の側面からは以下の協力案件が想定されるが、これに限らず上記支援ニーズの分析結果を踏まえて広く提案する。

<短期>

- ・ 公益事業者の経営改善
- ・ 設備投資計画の改訂
- ・ O&M 強化、人材育成（遠隔技術の活用など）

<中長期>

- ・ エネルギー関連設備導入：特に LNG 関連として、国産ガス・LNG の併用・運用、設備投資実行及び LNG 関連施設（LNG 受入れ設備、浮体式 LNG 貯蔵再ガス化設備（以下、「FSRU」）、ガス発電所）事業実施における諸契約条件の理解促進など。
- ・ 電力関連設備導入：系統安定化設備（蓄電池等）、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）等のデジタル機器の O&M への活用（遠隔監視、自動化等の技術導入）など。
- ・ 工業団地等の生産拠点における再生可能エネルギー導入、省エネルギー促進。

- ② LNG 関連等の民間投資による実施が期待される案件について、必要に応じて金融機関等からのヒアリングを行う。

(6) 日本の取り組み整理と映像資料・プレゼンテーション資料の作成

- ① 日本政府や公益事業者が実施してきたエネルギー／電力の安定供給のための施策について、情報収集する。
- ② これら施策を取りまとめ、研修等で活用できる映像資料（30分程度）・プレゼンテーション資料を作成する（英語）。例えば、長期研修「エネルギー政策」における修士・博士課程入学者が、来日時オリエンテーション等において、日本のエネルギー／電力安定供給に向けた施策について学ぶ際に活用することを想定する。

## 5. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

(1) 報告書

- ① インセプションレポート（簡易製本）

記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画

提出時期：業務開始後 1 ヶ月後頃

提出部数：和文 2 部

② プログレスレポート（簡易製本）

記載事項：国内調査、各国プロフィール（ロードマップ（案）、協力プログラム（案）を含む）、一部現地調査報告

提出時期：業務開始後 4 ヶ月後を目途とする。

提出部数：和文 2 部

③ ドラフトファイナルレポート（簡易製本）

記載事項：全業務結果

提出時期：業務開始後 10 ヶ月後を目途とする。

提出部数：和文 2 部、英文 2 部

④ ファイナルレポート

記載事項：全業務結果

提出時期：2021 年 10 月中旬

提出部数：和文 2 部、英文 2 部、CD-R 2 部

ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

(2) その他提出物

① エネルギー安定供給のための日本の施策に関する映像資料とプレゼンテーション資料  
上記 4（6）で作成した映像資料を DVD（1 部）で提出する。また、同じく作成したプレゼンテーション資料（パワーポイント）を CD-R（1 部）で提出する。

② 議事録等

関係機関（国内外）との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、発注者に提出する。発注者との関連会議・検討会については、少なくとも 3 営業日前までに配布資料を発注者に提出すること。

③ その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(3) 報告書の印刷仕様・調査報告書作成にあたっての留意事項

① 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

② レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。

③ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

④ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

⑤ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙：報告書目次案

別紙：報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

1. エネルギーセキュリティ確保のための政策
  - 1.1 評価基準の整理
  - 1.2 アジア各国エネルギーセキュリティ政策の評価
  
2. エネルギーミックスの評価
  - 2.1 評価基準の整理
  - 2.2 アジア各国の一次エネルギーミックス及び政策目標の評価
  - 2.3 アジア各国の電源ミックス及び政策目標の評価
  
3. アジア各国のエネルギーセキュリティ確保のための課題
  - 3.1 一次エネルギー安定供給に係る課題分析
  - 3.2 電力の安定供給に係る課題分析
  - 3.3 課題対応策案
  
4. 調査対象国における課題分析と支援策（※以下の項目について各国毎に記載）
  - 4.1 エネルギー政策・セクター概要
  - 4.2 課題と対応策
  - 4.3 短期・中長期の支援策と候補案件

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：エネルギー安定供給に関する各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／エネルギー政策
- 一次エネルギー供給（天然ガス）
- 電力開発計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／エネルギー政策）】

- a) 類似業務経験の分野：エネルギー政策に関する各種類似業務
- b) 対象国又は同類似地域：アジア地域及び全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 一次エネルギー供給（天然ガス）】

- a) 類似業務経験の分野：天然ガスに関する各種類似業務
- b) 対象国又は同類似地域：アジア地域及び全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 電力開発計画】

- a) 類似業務経験の分野：電力開発計画に関する各種類似業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2020年10月下旬より本業務を開始し、2021年10月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約17人月(M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/エネルギー政策(2号)
- ② 一次エネルギー供給(天然ガス)(3号)
- ③ 電力開発計画(3号)
- ④ 一次エネルギー供給(原油)
- ⑤ 一次エネルギー供給(石炭)
- ⑥ 電力設備
- ⑦ 公企業経営

### (3) 現地・国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)または日本国内の業者への再委託を認めます。

#### 1) 課題分析対象国5~6カ国における基本的な情報収集

調査対象国が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、現地再委託経費として、500千円×6ヶ国分を本見積りに定額計上してください。

#### 2) エネルギー安定供給のための日本の施策に関する映像資料の作成

動画コンテンツ内容が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、現地・国内再委託経費として、5,000千円を本見積りに定額計上してください。

上記以外に、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 課題分析対象国5~6カ国における情報収集（再委託費）：3,000千円（500千円×6ヶ国分）
  - 2) エネルギー安定供給に関する映像資料の作成（再委託費）：5,000千円
  - 3) 一般業務費（資料等作成費）  
翻訳費（現地語⇒英文）：500千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。用務地はベトナム、ミャンマー、カンボジアを前提とする。現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて旅費を見積もること。

用務地	経路	計上の単価	
		ビジネス	エコノミー
ベトナム	東京⇒直行便⇒ハノイ	●500千円/ 回	●250千円/ 回
ミャンマー	東京⇒直行便／ソウル／ハノイ／バンコク／ホーチミン⇒ヤンゴン		
カンボジア	直行便／ハノイ／バンコク／ホーチミン／香港⇒プノンペン		

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

**6. 配布資料／閲覧資料等**

(1) 配布資料  
なし

(2) 公開資料  
なし

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(24)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力： 業務主任者／エネルギー政策</u>	<b>(24)</b>	<b>(10)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	3	1
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／エネルギー政策</u>	<b>(-)</b>	<b>(10)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	1
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>(-)</b>	<b>(4)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 一次エネルギー供給（天然ガス）</b>	<b>(14)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 電力開発計画</b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】                          |
| 2 業務地  | 【国名（地域名）】                      |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：社会基盤部 資源・エネルギーグループ（第一チーム）の課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

#### 【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- |  |
|--|
| (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成<br>(中間成果品：第〇次中間報告書)           |
| (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成<br>(中間成果品：ドラフトファイナルレポート) |

**【オプション2：12ヶ月を超える履行期間となる場合】**

(前金払の上限額)

**第●条** 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
- (2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。
- (3) 第3回（契約締結後●ヶ月以降）：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。